

1 事業説明

(1) 内容

一時保育は、保護者が仕事や病気などのため、一時的にお子さんを家庭で保育できないときにお預かりするものです。

(2) 実施園

(公立) 高棚、東部、三ツ川

(民間) 光徳、根崎、すずらん、よさみ、げんきのもり (平成28年度より、てらべサニーサイド保育園開始)

(3) 理由と保育できる日数

- ①非定型(就労等) 月14日以内
- ②緊急(疾病等) 利用希望期間内(1~3か月間)14日以内
- ③緊急(出産) 月14日以内
- ④私的(育児負担解消等) 月2日以内 ⑤裁判員制度 1か月あたり5日程度

2 年齢別利用状況(平成26年度)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	割合
非定型(就労等)	960	3,088	2,811	97	127	78	7,161	72.90%
緊急(疾病等)	205	621	1,157	34	58	0	2,075	21.10%
私的	79	250	231	14	6	6	586	6.00%
合計	1,244	3,959	4,199	145	191	84	9,822	100.00%

3 一時保育利用状況調査結果(H27年7月13日~8月14日実施)

	非定型		緊急		私的		申込合計 件数	不可人数
	予約可	不可	予約可	不可	予約可	不可		
保育園 (継続)	325	2	82	5	26	5	445	12
子ども課 (新規)	27	9	20	6	11	18	91	33

(1) 一時保育を利用できる園の追加

平成28年度より、今本町に開園するてらベサニーサイド保育園で実施（定員10人）

(2) 手続き時の負担軽減を図る

お子さんを連れてきていただく機会を減らす。

変更前：申込み時は必ずお子さんを連れてきて手続きしてください。

変更後：同一年度内で同じ園であれば最初の申込み時のみお子さんを連れて手続きしてください。

(3) 子ども課手続き時の流れ ※  …市役所で子ども確認を行う。

(変更前)



(変更後)

